

# 保 健 課 か ら の お 知 ら せ

## 医療費の全額を自己負担したときは、療養費として共済組合に請求することができます！

### 療養費(被扶養者の場合は家族療養費)として請求できるケース

#### やむを得ず組合員証を医療機関に提示できなかった場合

旅先で急病になったり、救急で病院に運び込まれた場合など、組合員証を医療機関に提示することができず、医療費を全額支払ったときは、療養費の支給を受けることができます。



※診療報酬明細書、領収書

#### 外国で治療を受けたとき

海外で病気やケガをして、海外の医療機関を受診したときは、組合員証等が使用できません。海外の医療機関で支払った治療費は、療養費の支給を受けることができます。

療養目的で海外に行き、治療を受けた場合については、療養費の支給対象になりません。

※診療内容明細書、領収明細書、パスポートの写し、同意書



#### 治療用装具を購入したとき

運動による脱臼や捻挫などで、医師が治療上必要と認めた場合に、サポーター等の関節用装具やコルセット等の治療用装具を購入したときは、療養費の支給を受けることができます。



※証明書(医証)  
領収書(装具内容の記載があるもの)

#### 治療用眼鏡等を購入したとき

小児弱視、斜視等の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズを医師の指示により購入したときは、療養費の支給を受けることができます。ただし、9歳未満の小児に限ります。

治療用眼鏡等の買い替えについては、5歳未満の場合は、前回の購入から装着期間が1年以上あるとき、5歳以上の場合は、装着期間が2年以上あるときに支給の対象となります。

※弱視等治療用眼鏡等作成指示書(または処方箋)  
領収書



#### 弾性着衣等を購入したとき

子宮ガンや乳ガンの手術後に発生する四肢のリンパ浮腫治療のため、医師の指示により、弾性ストッキングや弾性スリーブ等を購入したときは、療養費の支給を受けることができます。

着圧が30mmHgのものが支給対象となります。また、一度に購入する着衣は、洗い替えを考慮して、装着部位ごとに2着を限度とします。買い替える場合は、前回の購入から6か月以上経過していることが必要です。

※弾性着衣等装着指示書  
領収書

※請求書に必要な添付書類です。全て原本での提出になります。

その他にも療養費(被扶養者の場合は家族療養費)として請求が可能なものがあります。詳しくは共済組合保健課または、所属所共済組合担当課までお問い合わせください。